

岐阜県公報

第 二 千 九 十 三 号
平成二十一年十月二十七日
(火曜日)

目 次

公安委員会規則

○交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

(地 域 課) 六八^{ページ}一

告 示

○道路の区域変更

(道 路 維 持 課) 六八一

○兼用工作物の管理方法

(河 川 課) 六八二

選挙管理委員会告示

○政治団体の異動事項の公表

(選挙管理委員会) 六八二

○解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 六八三

公 示

○消費生活センターの設置に関する公示

(環境生活政策課) 六八三

○落札者等に関する公示

(医 療 整 備 課) 六八四

○同

(生 活 衛 生 課) 六八四

公安委員会規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月二十七日

岐阜県公安委員会

委員長 小 川 信 也

岐阜県公安委員会規則第十一号

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和三十四年岐阜県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表二の表北方の部穂積同の項中「祖父江」の下に「犀川一ノ六丁目、犀川堤外地」を加える。

別表三の表大垣の部墨俣同の項中「墨俣町先入方」の下に「墨俣町さい川堤外地」を加える。

附 則

この規則は、平成二十一年十月三十一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第五百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年十月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	清見合線	高山市清見町池本字丸岩一七一九番一地先地内	後	二〇・三六・二	一六・八	
			前	五・四二・四・八	一六・八	

岐阜県告示第五百九十四号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、岐阜県土木整備部河川課及び岐阜県岐阜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 河川の名称
木曾川水系武儀川
- 二 河川管理施設の名称又は種類
木曾川水系武儀川右岸堤防
- 三 河川管理施設の位置

山県市岩佐字山王前四五番三地先から

同 市同 字小原屋敷二八七番一地先まで

四 管理を行う者の氏名及び住所

氏名 道路管理者 山県市 市長 平野 元

住所 山県市高木一〇〇〇番地一

五 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間

平成二十一年十月七日から道路の存続する日まで

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第百七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第二項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十一年十月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松 利幸

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党恵那市支部	主たる事務所の所在地	恵那市長島町正家1—1—25	恵那市長島町中野大崎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
自由民主党岐阜県岐阜市第五支部	笠原多見子	落合高興	岐阜市長良校文町17—101	平成21年8月17日	政党の支部	自由民主党	一以上市町村区域等
伊藤一治を育てる会	柳河瀬登	伊藤寛	恵那市武並町竹折538—1	平成21年9月30日			
まぶち保彦後援会	長谷川季昌	坂澤博光	美濃市段町110—12	平成21年9月6日			

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

ターを設置したので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年十月二十七日

○消費生活センターの設置に関する公示

消費者安全法（平成二十二年法律第五十号）第十条第一項の規定により消費生活セン

岐阜県知事 古田 肇

名称及び住所	事務を行う日及び時間
岐阜県県民生活相談センター 岐阜市藪田南五丁目一四番五三号	一 月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで 二 土曜日（祝日及び年末年始を除く。）の午前九時から午後五時まで
岐阜県西濃振興局振興課 大垣市江崎町四二二番地三	月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日（祝日及び年末年始を除く。）の午前八時三十分から午後四時十五分まで
岐阜県中濃振興局振興課 美濃加茂市古井町下古井二六一〇番地の一	月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日（祝日及び年末年始を除く。）の午前八時三十分から午後四時十五分まで
岐阜県中濃振興局中濃事務所振興課 美濃市生櫛一六一二番地の二	月曜日、火曜日、水曜日及び金曜日（祝日及び年末年始を除く。）の午前八時三十分から午後四時十五分まで
岐阜県東濃振興局振興課 多治見市上野町五丁目六八番一	一 月曜日、火曜日及び木曜日（祝日及び年末年始を除く。）の午前八時三十分から午後四時三十分まで 二 金曜日（祝日及び年末年始を除く。）の午前八時三十分から午後三時三十分まで
岐阜県東濃振興局恵那事務所振興課 恵那市長島町正家後田一〇六七番地七	一 月曜日、木曜日及び金曜日（祝日及び年末年始を除く。）の午前八時三十分から午後四時三十分まで 二 火曜日（祝日及び年末年始を除く。）の午前八時三十分から午後三時三十分まで
岐阜県飛騨振興局振興課 高山市上岡本町七丁目四六八番地	月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始を除く。）の午前八時四十五分から午後三時まで

備考 「祝日」とは国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を行い、「年末年始」とは十二月二十九日から翌年の一月三日までの日をいふ。

。落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十一年十月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達物品の名称及び数量 岐阜県立多治見病院注射薬自動払出システム 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成21年8月20日

4 落札者を決定した日 平成21年9月30日

5 落札者の氏名及び住所 岐阜県岐阜市今町4丁目20番地

アルフレッサ田建設株式会社

代表取締役 林 一成

6 落札価額 93,345,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県立多治見病院事務局総務課用度担当

(2) 所在地 岐阜県多治見市前畑町5丁目161番地

。落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十一年十月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達物品の名称及び数量 ガスクロマトグラフィーシステム四重極質量分析装置 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成21年8月5日

4 落札者を決定した日 平成21年9月28日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜県岐阜市加納清水町 3—14レジデンス35

横河商事株式会社 岐阜営業所
所長 新川 元浩

6 落札金額 24,885,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県庁健康福祉部生活衛生課

(2) 所 在 地 岐阜県岐阜市藪田南 2—1—1

平成二十一年十月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社